

第12回定時代議員総会

みちのく 仙台大会を盛大に

青税の明日への前進を目指し



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバービル5F501号
電話 03(354)4162

発行人
会長 石亀 邦俊
編集人
広報部長 徳重 寛之

「杜の都」と呼ばれている仙台市は、美しい自然と、古い歴史をもったまちである。

昔の「千代」の文字を、慶長五年（一六〇〇年）

伊達政宗が岩出山から城を移した時、「仙台」と改めた。

開府以来、伊達六十二万石の城下町として栄え、歴史と伝統を土台に発展し「城下町」から「杜の都」そして東北随一の近代都市へと大きく変貌した。

その仙台で第十二回大会を開催することは我々仙台青税クラブ会員の誇りとするところであります。

この仙台大会を機会に、会員諸兄の益々の飛躍と明日への前進を期待し、又、全青税のため、今後のよりよき発展のため、尽されるよう、お願い致します。

仙台青税クラブ会員は、皆様の期待に添えるよう種々準備をし、来仙をお待ち致しております。

（仙台大会実行委員会）

よりよい税理士制度確立のため

青税の力を更に強めよう

総務部長 板橋 則雄



昨年七月、全国青税総務部長の大任を引受け、何とか無事に任務を終了することが出来、ここに仙台大会を迎えることが出来ました。ことは、偏に会員の皆様の御支援御協力のおかげと深く感謝する次第であります。

全国各地の総力結集を

めざして

私共執行部に課せられた課題は何といつても、前年から引き継がれてきた税理士法改正問題に適切に対処し、「国民のための税理士制度」確立のための運動を強力に展開するというものであります。

まさしく全国青税が結成されて以来十一年間のうち、商法改正問題の昭和四十九年に続く重要な年であった訳であります。

そこで、「税理士会の良心」と言われる、青税の真価が問われる年であるという認識のもとに、全国各地の青税組織の拡大、法改正についての意識高揚に努め、全青税の総力を結集する活動を行なっ

まいりました。

ただし、例年になく日税連の正副会長の傍聴、国会陳情等の行動面でエネルギーを費やした結果、全青税日より、機関紙(全国青税連)活動が弱まり、会員の皆様に情報の面で御満足頂くことが出来なかつたことにつきまして、深く反省し、お詫びする次第です。

その反面、税理士法改正問題につきましては、キャンペーン(四回)の外、税理士法改正要綱とその問題点等のパンフ作成、一般消費税については、キャンペーン(四回)を通じて、正確、迅速な情報をお届けすることが出来たものと思つて居ります。

また、理事会、常務理事会の開催につきましては、出来るだけ全国各地で開催し、地元会員との研究、親睦につとめ、全国青税の良さ等も理解して頂けたものと思つて居ります。

納税者・国民に訴え

巾広い対外活動を推進

大阪青税を皮切りに始まった、天下り税理士問題を糾弾する税務行政をただす集会を名古屋、東京でも開催し、あるいは中心となつて参加し、マスコミ、納税者、国民にチラシ配布、デモ行進等々の活動を通して、広く税理士制度並びに税理士の社会的地位向上のための運動を行なつた。

秋季シンポジウムにおいては、近い将来導入が予定されている一般消費税をテーマに取りあげ、やはりマスコミ、納税者にも呼びかけて研究を行ない、いろいろの問題点について論議を深めると共に外部に当青税連の考え方を表明した。

税理士法改正案

審議未了、廃案となる!

すでに御承知の通り、日税連執行部は、我々会員に知らせることなく、法改正運動を進め、三月十三日の自民党財政部会税理士問題小委員会の「税理士制度改正要綱」を四月五日の日税連理事会に

おいて会員に充分検討する時間を与えず決定してしまいました。この内容たるや昭和三十九年当時と大同小異であるばかりでなく、新たに入ってきた「助言義務」、「使用者の監督義務」等の点で、さらに監督権強化の方向が打ち出され居り、到底賛成出来るものではなかつたのであります。

当連盟としては、従来より一貫して「基本要綱」堅持の方向で運動を進めて来た訳であり、早速一部日税連執行部のこの会員無視の会務運営、また「税理士法の一部を改正する法律案」について、いかに対処すべきか慎重に検討致しました。

準備、検討の結果、「税理士法改悪反対中央連絡会」を友好団体と共に結成し、全面的にこの反対運動に参加した訳であります。

全国各地の会員諸兄の絶大なる御支援、御協力により連日、国会陳情等くり返した結果、国会情勢の異状事態の突発等もあって、微妙な段階であつた法案も一応審議未了、廃案となつたのであります。

最初に上程された当時は、絶望感に陥つた会員もありましたが、最後までやって見なければならぬという事が実感出来たのではなかつたかと思ひます。

仙台大会に晴ればれと集い 新たな出発を

いよいよ、第十二回定時代議員総会、仙台大会が近づいてまいりました。この一年間、真剣に青税活動に御活躍し、一応の成果を得た本年を締めくくると共に、新たな法改正の出発となる、仙台大会に元氣いっぱいはいはつらつと集おうではありませんか。若さと情熱で研鑽に励み、またレセプションを通して全国の同志の和を深め、英気を養おうではありませんか。

税理士法については、また近いうちに国会上程の可能性が大であり、一般消費税、会社法改正問題と相変わらず税理士業界をとりまく環境は厳しいものがあります。

また、今年七月には日税連の役員改選も行われることとなつて居り、税理士制度発展のためには何といつても日税連の民主化が必要です。仙台大会で青税の十数年来の伝統と運動の歴史を学び、青税の輪を更に拡げ、「税理士会の良心」として恥じない青税発展のための確認の場にしようではありませんか。旅情あふれる杜の都、仙台も皆様を待つて居ります。

思い出を刻む、楽しい大会に行きましよう。

主張

「税理士法改正案」は、六月十四日延長国会にも拘らず審議未了・廃案となった。

今回の改正作業は、日税連の抱き込みから始まり、利害関係団体はもとよりのこと、与野党の根柢しもかなり進んでいたようで、前回(昭和三十九年)の改正に比べて早期成立が予想されていたものである。

昭和五十二年秋ごろから、日税連幹部と主税局幹部との間で税理士法改正に関する話し合いが行われて以来、会員不在のまま潜行した状態で法改正作業がすすめられていた。

用意周到でかつ巧妙な日税連と主税局の法改正作業が、何故に破綻を来したのだろうか。

国会の「審議権」軽視の姿勢

日税連では審議遅延の理由として、民社党、新自由クラブ、共産党が本会議における趣旨説明を求めたこと、助言義務に関し、某税理士会の執行部が日税連の意に反して社会党議員に直訴に及んだこと、他の法案の審議状況との兼ね合い等に絡む政党間の思惑・掛引な

どのため、を挙げている。(税理士界6・10 七五六号)

野党三党が本会議で趣旨説明を求めたことを、遅延、廃案の理由にするに至っては唯々呆れ果ててしまうのみである。

衆、参両院は、憲法で定める主権在民の民意を法案の審議などを通じて反映する国権の最高機関であり、各政党や代議士諸氏がそれぞれその良心に従って問題点を指摘し、解明し、国民の利益を擁することは至極当然のことである。

日税連の暴走に断

— 基本要綱の旗を守った青税連 —

助言義務危惧は税理士の総意

「助言義務」に関して某税理士会の執行部が社会党議員に直訴に及んだことで一週間も遅延したと廃案の責任を転嫁しようとしているが、当該規定に関しては四月五日の日税連理事会でさえ、付帯決議がなされている事項であって、その内容について、運用について、危惧の念を抱いているのは一部の税理士会だけではない。

全国青税連の献身的努力によって時の経過と共にその問題点が浮き彫りにされ、とうとう社会党で

は当該規定の全面削除を打ち出すに至っている。

六月二十二日東京税理士会総会で行われた懇親会で社会党副委員長の上田哲氏は「助言義務の規定は全面的に削除する。全国の税理士はマジメに仕事をしている。倫理規定なら、税理士法改正にとり入れる必要はない。会則等で自主的にやればよい。」と決意のほどを披歴している。

日税連では、当該規定の創設によって税理士の社会的責任を明らか

志を加えると組織票だけでゆうに七千名をこえ、さらに一般会員の同調者を加えると過半数にもなんなどとするものである。

国会への参加者の実数などから推定しているのだろうか、その数三〇〇名という認識はむしろこっけいでさえある。日税連で、この法案の推進のために連日国会へいったものが何人あったろうか。山本連合会長と四元専務理事その他数名である。

日税連の法対運動は、会員多数

— 基本要綱の旗を守った青税連 —

かにするとともに、納税者との相互信頼関係をより強固にする(最終のお願い文)としているが、国会筋に対しても、納税者に対しても全く説得力がなかった。

税理士法反対は一部

というけれど

同じく同文書で、税理士法改正に反対しているのは、全国の税理士の一割にも満たないのでとりあげないよう訴えている。

全国青税連だけで二五〇〇名、新人会一〇〇〇名、婦税連六〇〇名、専税協、第一税協その他の有

全な一般税理士と思想傾向を異にし、偏った国家観、価値観と税理士の使命観を抱く一群ときめつけられているが、全国青税連を中心とする反対運動は「税理士法改正に関する基本要綱」(昭和四十七年四月日税連理事会全会一致採択)による法改正を標榜するものであり、日税連が指摘するような思想的な偏向者ではない。

「基本要綱」を全会一致で採択した当時の日税連は、それ程思想的に偏向していたのだろうか。このようなこじつけは、自らの思想的偏向を露呈するだけである。

日税連の巧妙な宣伝活動も、延長国会の中で見破られ、各政党の中に反対運動の理解者を増加させ、「基本要綱」の理念に基づき正義、正論の輪が大きく広がったのである。日税連は六月十五日正副会長を開き、「同法案の再提出」をとり決めた。

全く反省のない日税連執行部であるが、仮りに再上程されても、衆、参両院の良識ある審議権の行使によって、法案の問題点が白日のもとにさらされ、国民の利益を擁する法改正が行なわれるよう、われわれは監視し、そのための活動を少しも惜しむものではない。

同じく、反対運動を称して、健

激動の一年を顧みて

— 会員のより一層の自覚と行動を —

会長 石 亀 邦 俊

思えば早いもので昨年七月鹿児島大会にて執行部をお預り致しまして一年を経過致しました。

スタートした当初は何もわからず暗闇の中を手さぐりするような状態で会務を運営したわけですが、その間、会員の諸先生方に対し、大変ご迷惑、ご不満な点があった事と思えますが、本紙をお借り致しまして、深くお詫を申し上げますと共に、会員各位には格別のご理解とご支援を頂きどうか会務を全うすることが出来ました。とに対し厚く御礼申し上げます。また、役員各位のご苦勞に対し心から感謝を申し上げます。

「基本要綱」無視の「税理士制度改正要綱」

ふり返って見ますと、いろいろの事がありました。中でも終始取り組んで参りましたのは「税理士法改正問題」であります。

執行部をお預りした頃は、日税連は「基本要綱」を無視あるいは修正の動きをみせ、このままでは

昭和三十九年政府案に近いものが、税理士法改正案として再び陽の目をみるであろうと言われておりました。それがその通りの結果となり昭和五十四年の三月十三日、自民党財政部会税理士問題小委員会より「税理士制度改正要綱」が発表された。

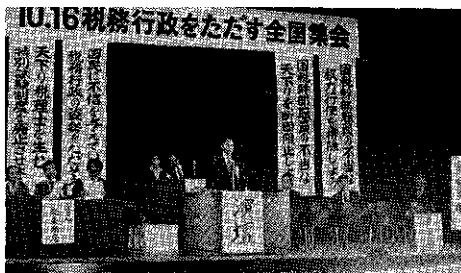
その内容は全税理士の意思統一の証である「基本要綱」の四本柱である「使命の明確化」「自主権の確立」「税理士の権利の拡充」「特別試験の廃止」は全く受け入れられず、昭和三十九年案と実質的にほとんど異なるところがないばかりか、委嘱者の脱税の事実を知ったときの是正助言義務の新設、「税理士の使用人等に対する監督義務」「懲戒処分即時発効」等、税理士に対する監督権の強化がはかられ「取締立法」としての性格が明らかになった。

なお試験制度については、特別試験に変わる、税務職員に全科目免除(無試験)制による資格付与が打ち出されたのである。



いち早く、当連盟は、この「改正要綱」に対し批判を加えるとともに、会員にいち早く知らせ、充分に会員の声を聞き、時間をかけて判断して下さいと日税連に強く要望したが、聞く耳は持たず、我々の手許に内容が知らされたのは、三月末日で、会員の声を充分聞かないまま、日税連は四月五日の日税連理事會に於いて、機関決定をしてしまった。

このように、大きな問題を含ん



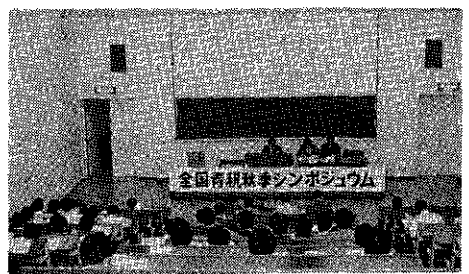
10.16 税務行政をたたく全国集會

でいるにもかかわらず、何故にかも短兵急に決定しようとしたのか。

それは種々考えられるが、大きな要因は早く知らせ内容を充分検討する時間を与えることにより、反対の声が各地から出るのを恐れためであり、それから、来年度導入をねらっている一般消費税の創設の準備のためにも、是非八十七通常国会にて成立させたかったためであろうと推察することができ

連日の国会陳情行動で 審議未了・廃案に!

私たちは矢つぎ早に情報が出る中で、いち早く会員に知らせることに努力したが、何分にも公器である日税連の機関紙を私物化し、アメとムチに例えるならば、アメの部分(包括的規定、会計業務の拡大)が誇大に宣伝され、ムチの部分(助言義務の新設、使用人の監督義務の新設、懲戒処分の即時発効等の官僚統制の強化策)が隠されたまま伝えられたため、会員は騙され、三十九年政府案を廃案にした時のような反対運動に発展しなかつた。しかし、当連盟は財政に不足を感じながらも、いち早く内容に検討を加え、充分議論を



11.18 秋季シンポジウム

し、結論はあまりにも改悪点が多いとしキャンペーン活動を行ない四月五日には「税理士法改悪反対総決起大会」を開催をし、大蔵省国会に訴えたが、それも十分に反映されず、大蔵当局はご案内のように、去る五月十二日、「税理士法の一部を改正する法律案」を国会に提出してきた。

そして六月一日、五日、六日と衆議院の大蔵委員会において審議された。その間、日曜日を除く毎日、陳情活動を行ない、この運動の輪を外に向け、当連盟との友好団体である婦人税理士連盟、税経新人会、大阪專業税理士協会、特別税理士試験違憲訴訟をすすめる会、受験生で組織されている「税受連」等と呼ばけ「税理士法改

悪反対中央連絡会」を結成し、そこで当連盟が中心となって、連日国会陳情するとともに、六月五日、六月十二日には全国陳情行動集會を議員会館の会議室にて開催した。又、対外的には「総評」「一般消費税に反対する中央連絡会」「中小企業団体」等にも呼びかけ訴えた。

この運動が功を奏したのか、当初聞く耳を持たなかった国会議員の先生も、我々に耳を傾け大きな味方となってきた。それが国会に反映し、慎重審議の方向に変わり、三日間の審議となったのである。幸いにして、航空機疑惑問題等のために国会が空転し、六月六日に行なわれる予定であった社会党の佐藤鶴樹議員の質問を残したまま審議未了となり、十四日の会期末を迎えたため廃案となった。このように地道な運動を展開したことが我々に幸運を招いたが、それよりもまず、このような「改悪案」を出させたのは日税連の特定幹部の姿勢そのものにあるので、短兵急に事を急いだ日税連の失政に対し厳しく追求する必要がある。

国民のための税理士制度

確立のための運動を！

日税連は再び同じ過ちを犯そう

としてゐる。つまり廃案となった翌日の十五日に日税連正副会長会を開催し、「…同法案が次の国会に直ちに再提出され、早急審議のうへ成立に到達することを切に要望する。」という決議をしており、同趣旨の内容を国会議員の先生にしてお願いをしている。日税連は廃案になったのはただ単に国会空転のためという認識に立っているが、この法案の中に隠されている「改悪点」が国会議員の先生方に理解され、慎重審議の方向に動いたという点を考えてほしいものである。日税連特定幹部のメンツのために進めてはならない。当連盟はこの「改悪税理士法」を斬るために運動の立て直しを行ない、会員に訴え、会外の諸団体に訴え国民運動として輪を広げ「国民のための税理士制度」の確立のため闘っていく所存であります。

一般消費税体制づくりの税理士法改正！

大蔵省の某高官が、「…一般消費税を導入し税務署員の代わりに税理士を利用するのだ」と言ったそうであるが、そのためにも戦前の税務代理士時代のように税理士を徴税機関の補助者として位置づけておき、依頼者である納税者の

権利擁護の立場に立つことを許さなかつたのである。従って今回の税理士法改正案は、税務職員経験者を無試験で税理士資格を与え大量に生み出し、その余剰人員を一般消費税導入による納税人口の増大に対応させ、納税者の不正を監視させるため助言義務規定、使用



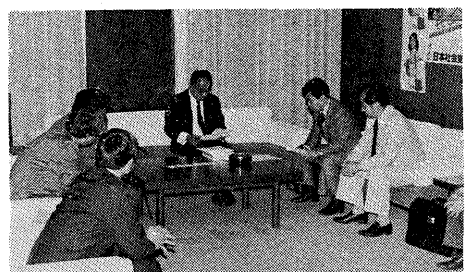
4.5 税理士法改悪反対総決起大会

人等の監督義務、帳簿作成義務の記載内容の拡大、懲戒処分即時発効も含めた「取締り立法」的な色彩を強くしたものと推測することが出来る。例えば、現行法第三条は、税理士が脱税相談に応ずることを禁止しているにもかかわらず、改正案では依頼者に不正があることを知った時には、直ちに是正することを助言する義務を規

定し、さらに相談等の内容をきめ細かく、相談内容、てん末迄を記載する帳簿作成の義務まで課している。これは明らかに、税理士に準税務署員としての役割を果させようとしていることが明白である。その点で今回の改正案は、一般消費税導入の糸口として位置づけ一般消費税を確実に納税させるため、税理士を税務署の手先にさせるという極めて危険な方向が打ち出されているといわざるを得ない。

一般消費税導入反対の運動をさらに強力に！

当連盟は、その点をいち早く指摘し、一般消費税の導入に反対し、研究シンポジウムの開催、パンフレットの作成等行ない会員に対し、一般消費税の導入により、租税制度と税理士制度が根底から崩壊するという事を訴えてきた。又、大蔵大臣、政府税制調査会、日税連に対し、要望書を提出するなど、業界の内外において先駆的役割を果たしてきたと思つている。外に対しては「一般消費税に反対する中央連絡会」という団体にはオブザーバーとして参加したが、この参加したことが、大きな味方となり、税理士法改悪反対運動に大きなプラスになった。とい



5.10 社会党飛鳥田委員長へ法改正の陳情

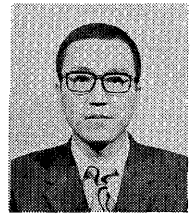
うのは、五月九日の「一般消費税反対国会請願行動集會」の場で、税理士法改正に反対する決議をしていたのである。他の団体が私たちの業界の事を心配をし、反対までしてくれたという事は歴史上初めての事ではないでしょう。か。それだけ一般消費税のもつ影響が大きいのである。政府は反対勢力を無視し、財政危機を理由に昭和五十五年に導入しようとしております。引き続き積極的に反対運動を展開していきたいと考えております。

明日の税理士制度発展のため一層の努力を！

税理士制度と税務行政の問題の一つとして、国税幹部職員が権

「税理士法改正法律案」の問題点を批判する

法対策部長 稲葉恭治



第八十七回国会に、大蔵省主税局より提出された「税理士法の一部を改正する法律案」(以下「改正法律案」という)は、衆議院大蔵委員会の審議中絶のまま、六月十四日の会期終了をむかえ、審議未了廃案となった。

これは、単に松野元防衛庁長官の偽証告発、岸元首相の証人喚問をめぐる与野党の対立によるだけでなく、やはり、全国青年税理士連盟をはじめとする、良識ある税理士及び納税者による根強い反対運動が国会に反映した結果といえよう。

当連盟は、日本税理士会連合会(以下、日税連)執行部の推進してきた税理士法改正の中味が、国会に上程された「改正法律案」のように、廃案とした昭和三十九年改正案から一歩も前進のない改悪となるものであることを、早くから予想し、キャンペーン等を通じ会員に訴えつづけてきた。

本年三月十三日に、自民党税理士問題小委員会より出された「税

理士制度改正要綱」に対しては、「税理士法改正要綱とその問題点」を作成し、会員に改悪点を訴えてきた。

四月五日には、「税理士法改悪反対総決起大会」を開催し、「改正法律案」が明らかにされると同時に、

税経新人会等の団体と共に「税理士法改悪反対中央連絡会」を結成し、税理士法改悪反対運動を、国会陳情を中心におし進めてきた。

日税連執行部は、我々の反対運動に対し、日税連の会報である「税理士界」を通して、「新聞「赤旗」の論調と、これら反対グループの論調が同一である。」と、独断的に思想信条の差とめつけ、我々良識派の税理士を孤立させ、その主張を封じ込めようと策した。(税理士界第七五五号源流)

我々は、思想信条の違いで「改正法律案」に反対しているわけではない。その中味が、国民の為の税理士制度確立に逆行するものであるから反対しているのである。

昭和二十四年来日したシャウ

プ税制使節団によるシャウプ勧告は、税理士のあるべき姿として、税理士を(一)税法の専門家として、(二)納税者の代理を立派につとめ、(三)納税者が税務官吏に対抗するときの専門家の職業群、として位置づけている。

また、税理士法が制定された昭和二十六年の衆議院大蔵委員会において、平田大蔵省主税局長は、「……同時に私は税理士各位が実力を養い、税務官署に対してむしろ堂々たる態度で正しい納税者

提出理由を「税理士制度の実情等に顧み、その改善を図り、税理士業務の適正化に資するため……」としている。

「改正法律案」の中味と、この提出理由とどう結びつくのであるうか。

大蔵省主税局は、従来、税理士法の改正は「税理士業界」「税務行政」「納税者」の三者の側に実

の利益、権利を擁護するという意味において大いに活躍を願う。むしろそれによって税務行政自体が改善されるというところまで活躍が期待されるような方向に行くのが理想ではないか。……本当に法律に基づく公正な運用と税務官吏のややもすると起こす独善的な弊害を、チェックする機関といたしましても私は今後大いに活躍を期待したい。」と答弁している。

シャウプ勧告、平田大蔵主税局長の答弁にて確認された税理士の本来の役割こそ、国民のためのものであり、これから逆行する「改正法律案」に反対をしているわけである。

次に、「改正法律案」のもつ問題点について批判を加えていこう。

益あるものでなくてはならないと見解を表明してきた。

果して、「改正法律案」のどこが、「納税者」「税理士業界」の実益なのであろうか。

助言義務、使用人監督義務の新設、懲戒処分即時発効等の税理士に対する監督権の強化、税務職員に対する無試験資格付与の導入等を見ても、税理士を徹税下

の利益、権利を擁護するという意味において大いに活躍を願う。むしろそれによって税務行政自体が改善されるというところまで活躍が期待されるような方向に行くのが理想ではないか。……本当に法律に基づく公正な運用と税務官吏のややもすると起こす独善的な弊害を、チェックする機関といたしましても私は今後大いに活躍を期待したい。」と答弁している。

一、改正法律案の提出理由

力背景として企業に天下りする「天下り税理士問題」があります。これは世論の批判をあびマスコミにも大きく取り上げられた問題で、当連盟はいち早く鹿児島大会において特別宣言をするなど積極的に取り組み、本年十月には、アンケート調査を行ない、その被害態を「税務行政をただす全国集会」において発表し問題の重要性を訴えた。我々は、税務行政をただす運動を通じながら、国税幹部職員の不当な天下りを監視し、さらに積極的に取り組んでいきたいと思います。

その他にも商法、小企業対策問題等重要な問題がありますが、充分なる研究、運動が出来なかつた事を本紙をお借りしてお詫びをいたします。いずれにしても当連盟は、あらゆる問題を単に税理士業界だけの問題として捉えることなく、納税者、国民の側に立っていつも考えてきた。このような地道な運動がいずれ認められる日が来ことを願ひ、明日の税理士制度の発展のために、一層努力すると共に、会員の皆さま方も当連盟の会務に一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。以上、会務報告と今後の取り組みについてご報告させていただきます。

請機関にとどめようとする、「税務行政」側の実益のみある法律案であるといえよう。

では、「改正法律案」の真の提出理由はなんであるか。

政府は、行政改革、不公平税制の是正には積極的に取り組まずに歳入欠陥を理由に、一般消費税の導入に固執している。

一般消費税が導入されれば、その処理のため、さらには新税でもあり、納税者と国税当局の間に多くの争いが予想され一説によれば、八千名の税務職員が増員が必要といわれる。

税務職員が増員がままならない国税当局としては、税理士及び税理士事務所勤務する職員に肩代りさせることを意図していることは明らかである。

従って、一般消費税の脱税等の防止のため、助言義務規定、使用人に対する監督義務規定の新設、帳簿作成内容の拡大が必要であり、さらには、零細業者に対する援助業務の法制化が必要なのである。

一般消費税の反対集会で会った零細業者の一人は、「料理飲食等消費税は半分位しか申告してないそうですね。それからいくと、一般消費税が導入されても半分位しか

申告しないのではないですか。そうしなくては、我々業者は食べていけませんからね。」と話し合ってきた。

これを防ぐためにも、前述のとおり強い取締下におかれた税理士及び税理士事務所勤務する職員を、国税当局は必要とするわけである。

日本社会党は、自民党案に対し、助言義務規定と使用人監督義務規定の全面削除を主張してきた。そして、衆議院大蔵委員会においてもその点を何人もが指摘している。

二、税理士の使命

日税連執行部が評価する項目である。

「改正法律案」では、現行法の「中正な立場」が、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場」にかわったが、どれ程の前進があったのであろうか。

六月一日の衆議院大蔵委員会で日本社会党の大島委員の質問に対し、福田政府委員は「中正という言葉は、これは辞書にございますが、中立公平の略でございます。これ、これを明確に書けば独立公平という事で、実質的には同じであります。」と答弁している。どっ

私の考えでは、もし、大蔵省主税局に、一般消費税導入の為以外に、いそいで「改正法律案」を成立させる理由があるとするれば、六月一日の衆議院大蔵委員会での答弁のごとく、「あたりまえのことを規定しただけ」なのであるから、而規定に固執することなく削除して、「改正法律案」を成立させようとしたのではないだろうか。

従って、「改正法律案」の真の提出理由は、一般消費税導入の地ならし、と推測できる。

ちにしても、自主権をもたず現行法より大巾に監督権の強化された中では、依頼者からの独立は可能であっても、税務当局からの独立は可能であろうか。否、というほかはない。

義務の実現」が可能であろうか。

今日のような複雑な経済社会において、具体的事実に対する税法の解釈適用は、それぞれの立場によって異なる場合が多く、これに基因して、納税者と税務当局との争いになった場合には、「納税義務の適正な実現」は最終的には裁判所の判決を待たねばならない。争いにしない場合には、双方の合意というかたちで「納税義務の適正な実現」が確定してしまう。

従って、常に法の解釈適用が異なる事例が発生するとは言えないにしても、納税者は常に注意を払い、税務当局と対等の知識をもって備えていなくては「納税義務の

三、監督権の強化

(一) 助言義務規定の新設

助言義務規定の新設は、自由民主党より出された「税理士制度改正要綱」から、「脱税相談をした場合と同様の懲戒処分の対象となる」文言がはずれたといえ、単なる訓示規定ではなく、この規定に違反した場合には、法第四十六条(一般の懲戒)の規定により、税理士法違反として、法第四十四条(懲戒の種類)に規定する次のような懲戒処分の対象となる。

(一) 戒告 (二) 一年以内の税理士業務の禁止 (三) 税理士業務の禁止 すなわち、法第四十五条(脱税相談等をした場合の懲戒)と比較しても、戒告処分が加わっただけのきびしいものである。

また、この助言義務規定は、第四十二条の二(使用人等に対する監督義務)の新設により、使用人等にまで及ぶこととなる。

すなわち、使用人等が助言を怠り、税理士が知らなかった場合

そこに、納税者の代理人として、専門的知識に基づいて納税者の権利を擁護する税理士が必要とされるわけである。

従って、税理士は常に、税務官吏のややもすると起こす独善的な弊害をチェックする姿勢でいなくては、「納税義務の適正な実現」は図れない。

そのためには、税理士の使命は基本要綱の「税理士は納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする」とし、その使命を明確にしなくてはならない。

は、使用人等に対する監督義務規定違反となり、助言義務規定と同様の懲戒処分の対象となる。

さらに、第四十一条(帳簿作成の義務)の記載内容の範囲に「職務代理、職務事項の作成、又は職務相談の内容及びてん末を記載しなければならぬ」と記載内容が追加された。

すなわち、現行法では、職務書類の作成及び職務相談に関しては「内容及びそのてん末」は記載事項にはなかつたものである。また、この規定に違反した場合は、第六十三条の対象とはならず、法第四十六条(一般の懲戒)の対象となる。

助言義務、使用人等に対する監督義務、帳簿作成の義務、さらには法第三十六条(脱税相談等の禁止)をあわせて考えてみると次のようになる。

税理士が委嘱者の不正等の事実を知り、委嘱者に是正するよう助言したが、委嘱者がこれを受け入れないまま、税理士が申告書等を作成し税務官署へ提出すれば、当然法第三十六条違反となる。税理士が助言をしなければ当然助言義務違反、助言して、税理士が申告書等の作成、税務官署への提出をしない場合でも、その助言したこ

とを帳簿により立証しなくてはならず、帳簿に記載がなければ帳簿作成義務違反となる。

税理士が委嘱者に是正を助言し、委嘱者が是正しない場合には、顧問契約を打ち切らざるを得ない。この場合においても、助言した事実の立証のために帳簿に記載しなくてはならないわけであるから、委嘱者の脱税の証拠をつくることとなる。

このようなきびしい監督下のものと、果して税理士が「納税義務の適正な実現」のために、納税者の権利を積極的に擁護しようであるうか。

「納税義務の適正な実現」をめぐれば、節税と不正等との差が紙一重となることを考えると、税理士が自からの保身のため、税務当局へ迎合こそすれ、納税者の権利を積極的に擁護しなくなるのが自然と言えよう。

その結果、納税者と税理士との間の信頼関係は損われ、納税者の税理士離れとなる。

納税者は一体誰に権利を擁護してもらいえるのであろうか。「納税義務の適正な実現」は不可能となるであろう。

六月一日の衆議院大蔵委員会で福田政府委員の答弁に「これが

社会から支持されている今回の改正のポイントであろうと思うので、す。がある。

税理士を「納税義務の適正な実現」のため納税者の権利を擁護しにくくするこの規定が、一体この社会から支持されているというのであろうか。

この規定の新設により、税理士の社会的地位の向上が得られる、と説明してきた日税連幹部は一体何を考えているのであろうか。

(一)懲戒処分の効力発生時期
現行税理士法においては、懲戒処分の効力発生時期は懲戒処分の確定(異議申立があった時は、その確定した時)の時であり、税理士の身分はその確定の時まで保証されている。これに対して「改正法律案」では懲戒処分の効力は即時発効となった。又、「懲戒処分の除外期間」の定めは設けられなかった。

助言義務の項で、助言義務規定、使用人等の監督義務規定の新設は税理士の本来の役割である「納税者の権利擁護」に消極的にならざるを得ないと指摘した。さらに、懲戒処分の効力が即時発効となることを考えれば、消極的になるどころか、放棄する税理士を輩出させる結果となろう。

日税連は、懲戒処分の即時発効に対する手当として、懲戒処分権者を、国税庁長官から大蔵大臣に移行し、税理士審査会に懲戒審査会を置き、大蔵大臣が税理士を懲戒処分しようとするときは、この税理士審査会に諮り、その議決に基づいて行なうよう、改正すると説明してきた。

四、試験制度

三月十三日に自民党から「税理士制度改正要綱」が発表されると同時に、国税労働組合全国会議は機関紙である「国税会議」に、次

の通りの勝利宣言を行なった。一、事実上無試験に近い形になった。

一、資格取得の制度が本法に入り恒久化される。

一、税務職員の仕事評価をしていただいた。

一、今後このような闘争をしないで済む。

「改正法律案」においても、この勝利宣言通りである。

一方、日税連執行部は、「この制度は、なかなか合理的にできており、運用よろしきを得れば、種々のメリットが期待される。」(税理士界第七五五号)と評価している。

「改正法律案」では、「運用よろしき」の保障はどこにも見当たらないことを指摘しておかなくてはならないが、もっと大事なことは、日税連執行部がどう評価しようが「改正法律案」は国税労働組の言う通り、現在附則にある特別試験制度を、税務職員の実務経験と研修による無試験資格付与という形で本法に組み入れたにすぎない、という点である。

この程度の手当で、本当に被懲戒者の人権がまもれるのであろうか。否、と言わざるを得ない。

同時に、国税労働組合全国会議は機関紙である「国税会議」に、次

の通りの勝利宣言を行なった。一、事実上無試験に近い形になった。

一、資格取得の制度が本法に入り恒久化される。

一、税務職員の仕事評価をしていただいた。

一、今後このような闘争をしないで済む。

「改正法律案」においても、この勝利宣言通りである。

一方、日税連執行部は、「この制度は、なかなか合理的にできており、運用よろしきを得れば、種々のメリットが期待される。」(税理士界第七五五号)と評価している。

「改正法律案」では、「運用よろしき」の保障はどこにも見当たらないことを指摘しておかなくてはならないが、もっと大事なことは、日税連執行部がどう評価しようが「改正法律案」は国税労働組の言う通り、現在附則にある特別試験制度を、税務職員の実務経験と研修による無試験資格付与という形で本法に組み入れたにすぎない、という点である。

本来、国民に責任を負う国家が行なう各種の資格取得制度は、すべて公平でなければならぬ。当然税理士の資格取得の方法も公正

さが絶対必須の条件である。
この無試験資格付与は、公正な国家資格取得制度には程遠い、事実上の資格認定制度であり、資格認定制度については、すでに昭和三十九年六月衆議院本会議で質問に立った平林剛(社会党)が次の様に反対意見を述べている。

「……その中心的思想は、従順にして、税務行政に協力する税理士を大量に生産し、税務当局に都合のよい税理士制度をつくり、徴税権力に対抗して納税者たる国民の権利を擁護する税理士は懲戒権の拡大強化によって押えつける官僚独善の方法であります。このため、税理士の資質の向上と試験制度の改善という大義名分に名をかかりて、勤続二十年以上の管理職にある税務職員にほとんど無試験同様の措置により税理士の資格を与えようとする横すべり特権をおく

めんもなく盛り込んで、とかく批判の強い古手官僚の民間産業への天下りのように、税理士業界へなだれ込もうとしているのであります。これは厳正公平たるべき国家試験の権威をくずし、勤労のかたわら皆々として受験準備を進めつつある数々の税理士志望者に深刻な失望を与え、かつ、税理士を大蔵当局の下請機関化する結果となるであろうことは、火を見るより明らかであります。」

正にこの通りである。
年数等を変えればそのまま、今回の「改正法律案」に対する反対意見となる。
これは、十年以上経過した現在でも、同じ意見が通用する程、日本の民主化、税務行政の民主化が進んでいないことの証明といえよう。

五、税理士の業務について

なったのであろうか。

税理士の業務の大部分を占める税務書類の作成についてみてみると、独占業務となる税務書類の範囲が「大蔵省令で定めるもの」と限定された。大蔵省令で定めるということは規則で定めるといふこ

とであり、法律でもなければ、政令でもない。従って、いつでも任意に税理士の独占業務となる税務書類の範囲を規定できることとなり、税務書類の作成の分野が大変不安定な状態になり、独占権の保障が不明確となった。

さらに、「改正法律案」では、行政書士が「娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税その他政令で定める租税に関し」税務書類の作成を業として出来ることとなっている。

これは税務の分野において、行政書士も税理士業務の一翼をなうことが、法律に明文化されたことであり、さらに、「その他政令で定める租税に関し」であるから今後続々と行政書士が税理士の分野に進出して行くことは明らかであり、税理士の業務独占権に大きな穴があいたといえよう。

税務相談に関しては、「改正法律案」では税務相談の範囲を「計算に関する事項」と限定しているため、それ以外の一般の税務相談は税理士の独占業務の対象外となり、金融機関や各種団体が自由に扱うことができるようになる。

以上みてきた通り、「改正法律案」により、税理士の業務が実質

的に拡大されることはない。

昭和五十四年五月十一日閣議決定前の自民党総務会での「税理士法の一部改正法案」についての高鳥財政部会長の説明要旨では、青色申告会等との関係について、「今回の改正案では、税務書類の範囲について実質的な変更を加えておりませんし」「税理士とこれら各団体との相互の活動分野については、税務執行上の問題として、特に実体的な影響のないよう対処していくこととしております。」と説明している。これでもわかる通り立法府でも税理士の業務拡大のことは保障してないどころか、現行法より実質的に拡大されることはないといっている。

また、対象税目が包括規定になったことにより、試験科目の増加とこれにともなう税法科目免除規定が働いて国税職員あるいは地方税職員が税理士業界に大量になだれこんでくる道を開く結果となる

特に、道府県民税、市町村民税の事務に二十年従事した者に税法全科目が免除される規定の新設による科目免除対象者の増大数は想像に絶するものがある。

包括規定による業務拡大が前述のごときであることを考えると、大きな後退とさえ言える。

以上みてきた通り、「改正法律案」により、税理士の業務が実質

好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

▷ご一報ください——見本ご送付致します。

印刷 — 廉価・迅速 —

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。ご用命ください。

単 位 会 だ よ り

名青税第十四回

定時総会開催

名古屋青年税理士連盟第十四回定時総会は、五月二十六日午後二時三十分より名古屋税理士会館において開催された。

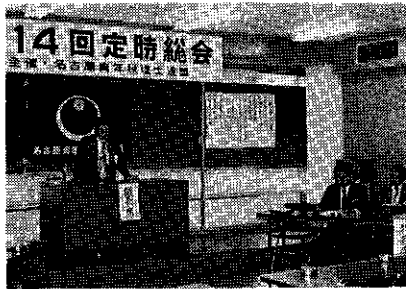
これに先立ち、午後一時三十分より研究部によるシンポジウムが「大衆課税」―シャープ的大衆課税と消費税の大衆課税―をテーマとして開催された。

総会は、開会の辞に続き、佐野会長の挨拶があり、左記の議案審議に入った。

各議案とも青税らしく活発な質疑応答の中にも順調に進行し、全議案は原案通り承認可決された。

- (1) 昭和53年度事業報告承認の件
- (2) 昭和53年度収支計算書、財産目録及び剰余金処分案承認の件
- (6) 昭和54年度事業計画案および収支予算案承認の件

(4) 昭和五十四年度役員承認の件
 続いて再選された佐野新会長より決意も新たな就任の挨拶があり、来賓の方々の祝辞を受けたのち、閉会の辞をもって午後四時に終了した。



引続き、立食パーティーでの懇親会が催され親交を深め合った。
 △選出された新役員のうち、会長

- ・副会長は次の通り▽
- 会 長 佐野 裕
- 副会長 吉田浩康
- (総務・経理部担当)

- 時 宏
- (研究部担当)
- 赤堀博宣
- (制度部担当)
- 細江美幸
- (組織部担当)
- 妹尾紀彦
- (厚生部担当)
- 高桑安一
- (広報部担当)

大阪合同青年税理士連盟 六月定期総会 開催される!

大青税六月総会は六月二十日大税会館にて近畿二府四県の青年税理士が多数集まり開催された。

六月定時総会は、大森英彦現代表幹事から池田稀信次期代表幹事へのパトントッチの儀式の日である。

大森英彦代表幹事は、就任と同時に「天下り税理士問題」によって、我が大青税始って以来の短期間で300余名にわたる会員を動員し天下り税理士問題を追求した。これは、税理士が、始めて天下り問題について国民との対話を求めて、街頭デモ、ピラ配り等の直接行動に出た。この成功は、大青税の会員が自分の行動に自信を持ったことにつながった。

これこそ、「税理士法問題」「大税会選挙」等の行動の原動力となった。これらの事業報告をする大森英彦代表幹事の目は、感懐の涙でぬれていた。本当にくらうさん。

その後池田稀信代表幹事に公印を引渡し、池田新代表幹事は五十四年度の運営方針として①税理士法問題②税の専門家の立場から一

般消費税導入阻止運動を展開する
 ③大青税組織発展の施策を一層推進する。等力強く述べた。

ついで大会宣言を採択し、全ての議案が無事終了した。

総 会 宣 言

一、我々青年税理士は国民の権利を放棄し、行政の補助機関化につながる税理士法改悪の動きに断固反対すると共に、国民のため税理士制度の確立のため、基本要綱にそった税理士法改正に向って前進しよう。

一、我々青年税理士は、権力を背景にした国税職員に不当な天下りを阻止し、国民に多大の被害と不信を与えている現在の税務行政をただすため努力しよう。

一、我々青年税理士は、租税の公平を阻害し、消費者及び中小企業に大きな被害を与える一般消費税の導入に断固反対しよう。

一、我々青年税理士は、商法改正に注視し、大小会社の区分によって中小企業切り捨てにつながる改正には断固反対しよう。

総務部報告

理事会及行事報告

S 54・3・4 緊急常務理事会開催
 一、税理士法改正問題対策の件

二、その他報告事項
 (於、ホテルニュージャパン)
 S 54・3・24

日税連理事会傍聴、二百名参加
 S 54・4・5 (於私学会館)
 税理士法改悪反対総決起大会開催、同日終了後日税連理事会傍聴

S 54・5・19 (於岡山国際ホテル)
 理事会開催

一、仙台大会の件
 二、税理士法改正問題の件

三、その他報告事項
 S 54・6・5 国会陳情行動集会
 に参加

S 54・6・12 国会陳情行動集会
 に参加

S 54・6・16 於東京税理士会館
 理事会開催

一、税理士法改正問題報告の件
 二、仙台大会の件(シンポジウムの件)
 三、議案書作成の件

(1) 事業報告案承認の件

(2) 決算案承認の件
 (3) 事業計画、予算案承認の件

四、その他

(1) 会長等推せん審議委員会報告
 本年度もあとわずかです。諸兄の御支授、御協力誠にありがとうございます。今後共よろしく願います。